

大津市障害福祉サービス事業所等 感染症対策研修会

令和3年度報酬改定に伴う基準省令の改正による
「感染症及び食中毒の予防ならびにまん延の防止
に関する取り組み」の義務化について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）

一部加工及び抜粋

3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を**定期的**に開催するとともに、その結果について、**従業者に周知徹底**を図ること。

二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための**指針を整備**すること。

三 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練を定期的**に実施すること。

具体的に取る組む事項

改正された感染症に関する取り組みについては、3年間の経過措置（令和6年3月31日まで）の後、**令和6年4月1日から義務化**される。

① 感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底

② 指針の整備

「平常時の対策」及び「発生時の対応」の両方を規定する。
下記のホームページに作成の手引きやひな形が掲載されている。
ひな形を使用する場合、標準版と簡易版があり、簡易版には、
委員会・研修・訓練の記載がないため、概要や開催頻度を追記
すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等（厚生労働省HP）



③ 定期的な研修・訓練の実施

委員会・研修・訓練の必要回数

●委員会・研修・訓練を開催した記録は必ず保管しておくこと

	感染症予防・まん延防止			業務継続計画		虐待の防止		身体拘束等の適正化	
	令和6年3月31日までは努力義務			令和6年3月31日までは努力義務		令和4年4月から義務化		令和4年4月から義務化	
	委員会	研修	訓練	研修	訓練	委員会	研修	委員会	研修
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度包括支援	6月に1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	少なくとも年1回	年1回以上	少なくとも年1回	年1回以上
短期入所、生活介護、療養介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援	3月に1回以上	年2回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上	少なくとも年1回	年1回以上	少なくとも年1回	年1回以上
障害者支援施設	3月に1回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上	年2回以上	少なくとも年1回	年1回以上	少なくとも年1回	年1回以上
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	6月に1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年1回以上	少なくとも年1回	年1回以上	-	-